

○ 女性の職業選択に資する情報の公表（毎年5月末日公表）

内閣府令第4条に基づき、当組合において女性の職業選択に資するものとして適切と認める次に掲げる事項について、公表するものとする。

・ 採用した職員に占める女性の割合（令和4年4月1日採用職員）

	男 性	女 性
採用者数	2 名	0 名
割 合	1 0 0 %	0 %

・ 採用試験受験者の女性割合（令和3年実施採用試験）

	男 性	女 性
受検者数	1 9 名	0 名
割 合	1 0 0 %	0 %